

令和5年度当初予算案 1.0億円（75百万円） ※（）内は前年度当初予算額

令和4年度予算額：75百万円
入札により落札した1者が事業を実施。

1 事業の目的

- 団塊世代が全員75歳以上を迎える2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築を図るため、市町村の地域づくり促進のための支援パターンに応じた支援パッケージを活用し、①有識者による市町村向け研修（全国・ブロック別）や②個別協議を実施しているなど総合事業の実施に課題を抱える市町村への伴走的支援の実施等を行う事業。（令和4年度新規事業）
- 上記支援パッケージについては、令和4年度末に完成版を各自治体にお示しする予定。
- 令和5年度は、令和4年度事業のノウハウを活用し全国の有識者等の参画を広く求め、伴走的支援の対象市町村数を**倍増（24→48）**させ、地域づくりのさらなる加速化を図る。また、令和4年度の伴走的支援を踏まえ、支援パッケージの内容の更なる充実や改善を図る。
- 実施に当たっては、本事業のノウハウを全国で浸透させる観点から、都道府県と地方厚生(支)局の参画のもと進める。

2 事業の概要・スキーム

- **全国市町村における地域包括ケアの推進を図るため、以下①・②の事業を行う。**

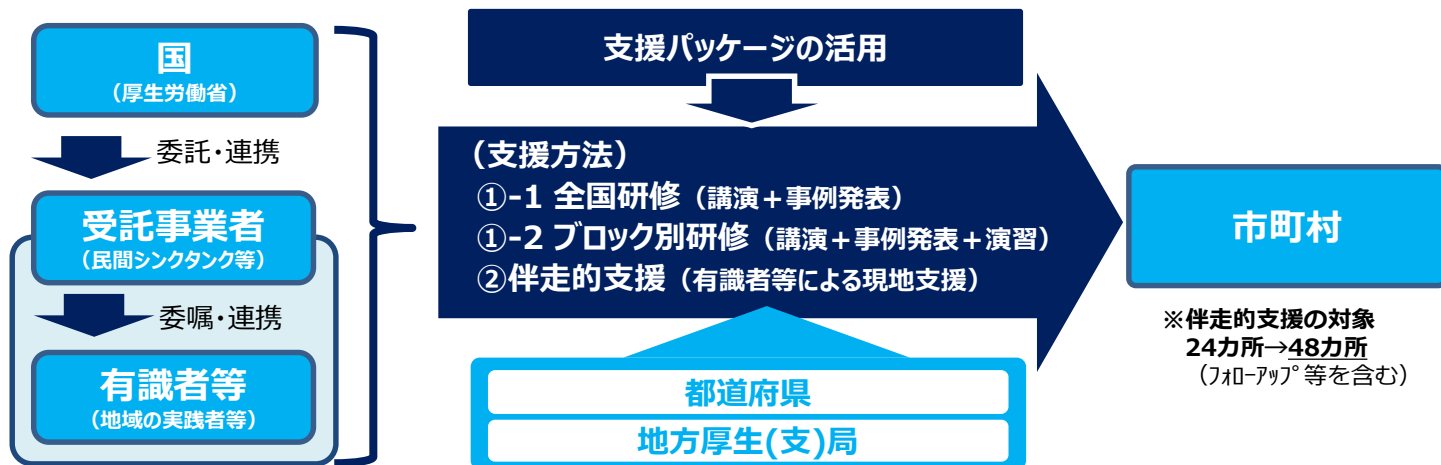
①有識者による研修の実施

- ◆全国研修：都道府県職員等を対象に、支援パッケージの活用方法等を伝達する。
(各都道府県から管内市町村への支援時に活用していただくことを目的に実施。)
- ◆ブロック別研修：各地方厚生（支）局において研修内容を検討し、実施する。

②伴走的支援の実施

※支援パッケージの内容のさらなる充実のため、①・②の実施において活用及び実地検証を進める。

<事業イメージ>

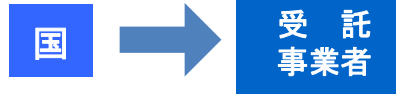


3 実施主体等

【実施主体】

- 国から民間事業者へ委託

委託(10/10)



【補助率】

- 国10/10

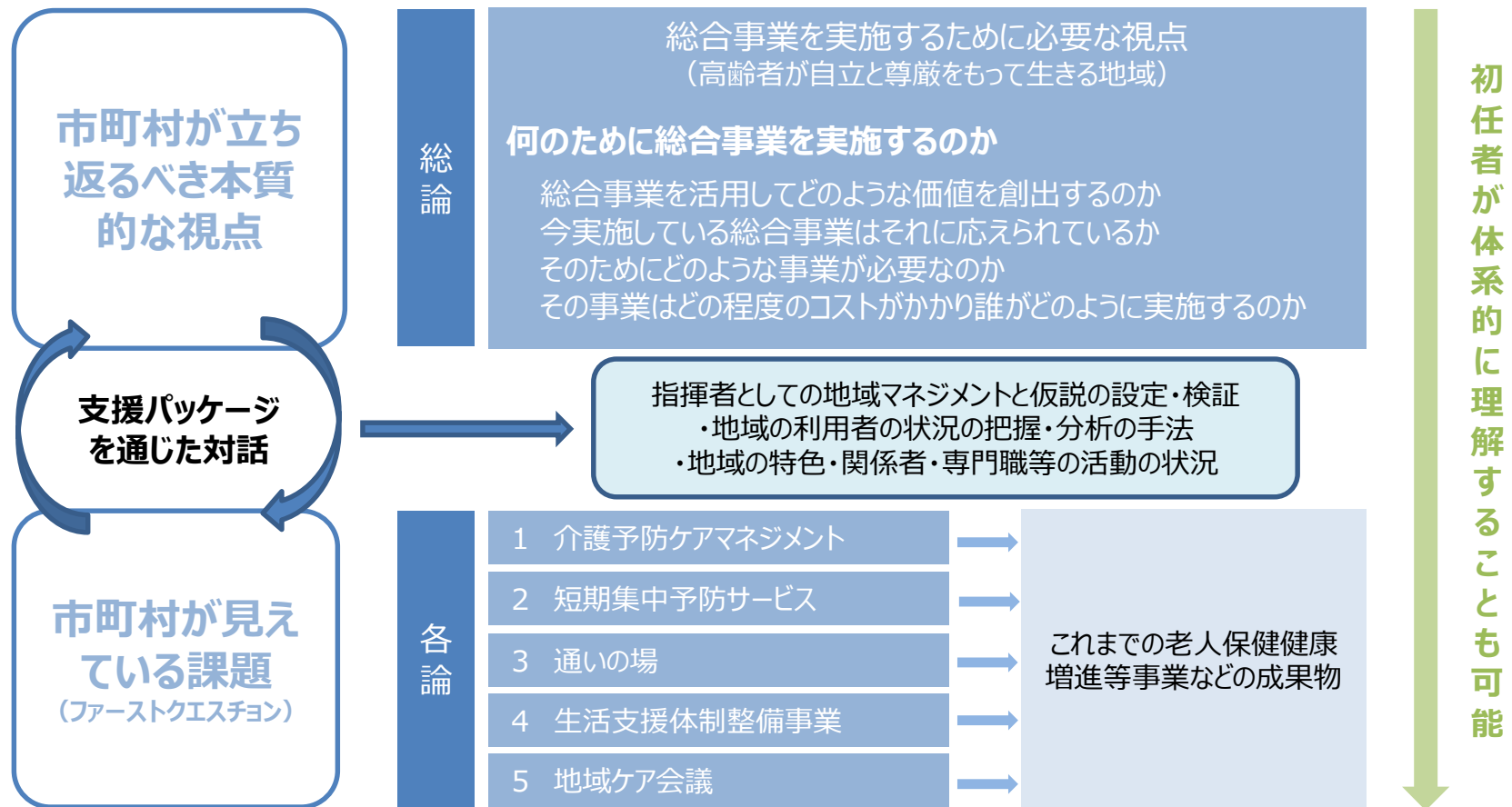
【予算項目】

- (項) 介護保険制度運営推進費
- (目) 要介護認定調査委託費

支援パッケージ（令和4年度版）の概要

総合事業を通じた地域づくりの推進に課題を感じる市町村を都道府県や地方厚生(支)局が伴走的支援をする際の**ファシリテーションツールとして作成**。これまでの加速化事業の実績を踏まえ、事業の実施手法の技術的に助言にとどまらず市町村が自律的に地域づくりを進めるための動機付けを促すことができるよう**Q&A方式**で作成（回答は市町村と支援者の対話を促す観点から一意には定めない）

事業の目的と実施方策を一体的に考えることを意識づけるよう、**総論と各論を相互に照覧しあう構造**とし、かつ、市町村が地域の実情を踏まえた事業デザインが可能となるよう、総論と各論をつなぐものとして**地域のビジョンを構築するための地域マネジメントの一手法を掲載**する。



※令和5年度以降各論コンテンツをさらに充実

支援パッケージ（令和4年度版）の構造（イメージ）

市町村の担当者が直面している課題は、事業そのものの方法論であることが多く見られるが、具体的実施方法を検討する前に「何のために行うのか、何をを目指すのか」という視点に立ち返る必要がある。支援パッケージを活用し、目的を関係者間で共有した上で、地域の情報を把握し事業のデザインを検討した上で当初の課題に立ち返るための対話を市町村と都道府県・厚生局との間で行う。

各論

総論

短期集中予防サービス

Q&A 目次

研修コンテンツ

<各論2> 地域支援事業の各事業
【4-③】 総合事業：サービスC

地域支援事業 > 総合事業 > 介護予防・生活支援サービス事業 > 訪問型・通所型サービスC

基本的な考え方

- 短期集中予防（通所）サービスCは、生活行為に支障のある高齢者を対象に、保健・医療・介護の専門職が、おおよそ週1回以上といったペースで短期集中的に関わることで、生活行為の改善、活動量の回復・増加、そして社会参加、地域での役割を持った自分らしい生活の（再）獲得を実現するサービスです。
- このサービスの本質は、日常生活に困りごとのある高齢者が再び自分らしいwell-beingな日常を手に入れることができるよう、スキルを有する医療介護の専門職が短期集中的に関わり、高齢者の自信・社会的スキル・役割・可能性を生み出すところにあります。
- したがって、単に高齢者の運動・口腔・栄養といった機能面にだけアプローチするのではなく、セルフマネジメント力や自律力を引き出すアプローチが最も重要であり、かつ、高齢者本人を取り巻く社会資源、環境因子へのアプローチまで行うことが、目的である社会参加や地域での自立した日常生活を実現するために必要です。

想定質問

No	項目	想定質問
1	意義/目的/役割	どうしてサービスCをやらないといけないの？
2	意義/目的/役割	サービスCってどうゆうことをするサービスなの？
3	意義/目的/役割	サービスCがうまくいっていない...
4	意義/目的/役割	フレイルや要支援の状態の方が、短期間に状態改善できるイメージが湧かないです...
5	対象者	対象者の選定の方法について、教えてほしい
6	事業所マネジメント	事業所の委託・指定のメリット・デメリットを教えてください
7	事業所マネジメント	事業所運営におけるサービス品質の担保について、保険者としてどのように介入したいの？
8	事業所マネジメント	サービスCを実施する事業所に事業目的等が理解されず、期待する効果が得られない...

地域の情報を知る

- 介護予防ケアマネジメントの状況
 - ・見える化システム ・K D B
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
 - ・インセンティブ交付金指標
- 多様な主体の活動の状況 など

利用者の状態を分析する

※支援方策の検討のため、地域の利用者の状態増を分類してみる(例)

サービスC、緩和型A、従前サービス等への案内基準(例)

通所型サービス	従前相当	A	B	C
日常生活自立度	J1～A2 自立～Ⅱ	J1～A1 自立～Ⅰ	J1～J2 自立～Ⅰ	J1～A2 自立～Ⅱ
疾病の安定度	病態が不安定	病態が安定	病態が安定	病態が安定
運動・活動制限 改善・維持・悪化	無OR有	無	維持	改善
疾患例	急性期疾患 進行性難病 認知症 精神疾患等	骨・関節疾患 生活習慣病 廃用症候群等	骨・関節疾患 生活習慣病 廃用症候群等	骨・関節疾患 生活習慣病 軽度認知症 廃用症候群 脳血管疾患等
訪問型サービス	従前相当	緩和型A	緩和型B	サービスC
日常生活自立度	自立～A2 自立～Ⅱ	自立～	自立～J2 自立～Ⅰ	自立～A2 自立～Ⅱ
状態像・意向等	フロの対応要	基準緩和や住民主体で対応可能		通所型と同様

各事業で何ができるか考える (コスト・誰が実施するか)

地域マネジメント

市町村の役割は？

研修コンテンツ

<総論> 地域づくりの理解
【2-③】 保険者の役割

市町村の役割は、多様な関係者をまとめるいわばオーケストラの指揮者です。

- 地域づくりは、本来的にそこに暮らす住民が主役であり主体的に行うべきものですが、多くの人に関わり、多様な活動が存在し、財源が必要であったりするため、全てを住民の自由に任せてしまっは、なかなか上手くいかなかったり、継続しません。
- そこで、地域の中で誰かが音頭をとり、費用を工面したり、様々な関係者や活動を体系的に組織していくことで、地域支援事業として表現することで、地域づくりは上手くいく可能性が高まります。
- 国はその役割を介護保険の保険者である市町村に期待しており、介護保険制度のなかで地域支援事業の財源を賄う仕組みにしています。
- したがって、市町村には、わがまちの目指す姿（ビジョン）を掲げ、その実践、実現のためのグランドデザイン（計画や戦略）を策定し、地域支援事業等を手段として
 - (1) 多様な関係者をつなげ、まとめたり、人材を育成したり、
 - (2) 必要な活動や事業を企画し、立ち上げ、運営・委託したり、
 - (3) 地域の資源を発掘し、足りないものは開発したり、
 といった形で地域づくりを推進していくことが求められています。
- この役割は、チームや組織を統括し、全体を導く立場であり、すべての関係者の活動を調和させて全体の成果へと結びつくように指揮する立場であるため、いわばオーケストラの指揮者（コンダクター）的なものといえます。



キーメッセージ

市町村は、自分たちですべての事業や活動をやり切る必要はありません。

常にさまざまな関係者の強みを知り、地域の資源を知り、つなぎ合わせ、可能性を掛け算していくことで、地域づくり全体を導いていく、という視点が重要です。

令和4年度地域づくり加速化事業 全国研修コンテンツ一覧

視聴申し込み先（株式会社日本能率協会総合研究所ホームページ）：<https://jmar-form.jp/localaccelod.html>

コンテンツ名		
1	本研修の活用方法	
2	総論	
3		地域づくりにおける地域包括ケアシステム
4		地域支援事業(特に総合事業)の考え方
5		保険者の役割
6	各論1	
7		地域マネジメント
8	各論2	
9		つながる・知る・うまれる
10		総合事業の多様性
11		サービスA(通所・訪問)
12		サービスB(通所・訪問)
13		サービスC(通所・訪問)
14		住民互助による移動支援(訪問型サービスD)
15		生活支援サービス
16		介護予防ケアマネジメント
17		介護予防把握事業
18		一般介護予防事業評価事業
19		介護予防普及啓発事業
20		地域リハビリテーション事業
21		通いの場
22		地域ケア会議
23		認知症施策
24		在宅医療・介護連携推進事業
25		生活支援体制整備事業
26	地域包括支援センターの運営	
27	各論3	
28		保健事業と介護予防の一体的実施
29		重層的支援体制整備事業
30	地域支援事業の事業間連動	

令和4年度地域づくり加速化事業 伴走的支援・支援対象保険者一覧

令和4年度の「地域づくり加速化事業」では、以下の24保険者を伴走支援の対象として選定し、全3回の訪問支援及び各支援の合間にオンラインミーティング等を実施することにより支援を実施している。

	厚生支局 ブロック	保険者名	1回目支 援	2回目支 援	3回目支 援
1	北海道	北海道北見市	8月10日	10月7日	12月12日
2	北海道	北海道苫小牧市	8月29日	10月18日	12月15日
3	北海道	北海道美幌町	8月16日	10月12日	2月22日
4	東北	青森県平川市	7月25日	9月12日	12月9日
5	東北	岩手県軽米町	8月26日	10月28日	1月17日
6	東北	宮城県塩竈市	9月5日	11月11日	1月11日
7	関東信越	栃木県さくら市	9月20日	12月5日	2月13日
8	関東信越	群馬県館林市	8月30日	10月4日	11月30日
9	関東信越	山梨県富士川町	8月1日	11月14日	1月17日
10	東海北陸	岐阜県関市	8月22日	11月2日	1月26日
11	東海北陸	石川県野々市市	9月14日	11月28日	2月10日
12	東海北陸	静岡県富士市	8月17日	10月13日	2月2日

	厚生支局 ブロック	保険者名	1回目支 援	2回目支 援	3回目支 援
13	近畿	福井県福井市	8月16日	10月3日	1月10日
14	近畿	兵庫県赤穂市	9月5日	10月31日	2月3日
15	近畿	和歌山県新宮市	8月3日	10月24日	2月8日
16	近畿	和歌山県かつらぎ町	8月4日	11月9日	2月8日
17	近畿	和歌山県白浜町	8月23日	11月10日	2月9日
18	中国四国	島根県隠岐広域連合	8月25～27日	10月19～21日	2月15～17日
19	中国四国	岡山県総社市	9月14日	11月16日	1月23日
20	中国四国	広島県北広島町	9月15日	11月17日	1月31日
21	四国	香川県観音寺市	8月18日	12月23日	1月31日
22	九州	熊本県益城町	8月24日	12月22日	2月13日
23	九州	鹿児島県鹿児島市	9月27日	11月28日	1月27日
24	九州	鹿児島県出水市	10月6日	11月25日	1月23日

地域包括支援センターにおける家族介護者支援の重要性に関する意見

○ 全世代型社会保障構築会議議論の中間整理（令和4年5月17日）抜粋

4 家庭における介護の負担軽減

- 高齢化の進展により今後、要介護高齢者が大幅に増加するとともに、単身・夫婦のみの高齢者世帯が増え、家族の介護力の低下が予想される。そのことを前提に、介護サービスについては、圏域ごとの介護ニーズの将来予測を踏まえ、サービスの基盤整備を着実に実施していく必要がある。在宅高齢者について、医療・介護連携体制の強化など、地域全体でのサービス基盤を整備していくとともに、介護予防や社会参加活動の場の充実の観点から、地域全体での活動を支援していくことも重要である。
- また、仕事との両立という点において、介護についても重要な課題である。このため、休業期間中に仕事と介護を両立できる体制を整えるための介護休業制度についてより一層の周知を行うことを含め、男女ともに介護離職を防ぐための対応が必要である。
- 今後も認知症の人が増加することを踏まえ、認知症に関する総合的な施策を更に推進することとし、**地域包括支援センターなどの身近な拠点を活用した認知症の方を含む要介護者及び家族介護者等への伴走型支援**や、成年後見・権利擁護支援などについて議論を進めていくことが重要である。また、ヤングケアラーへの支援については、ICTも活用しつつ、その実態をしっかり把握するとともに、モデル事業の検証も踏まえた上で、効果的な支援策を講じていく必要がある。

○ 全世代型社会保障構築会議報告書（令和4年12月16日）抜粋

Ⅲ 各分野における改革の方向性

3. 医療・介護制度の改革（2）取り組むべき課題 ③介護 ◆地域包括ケアシステムの進化・推進

また、今後更に増加する認知症の方や、その家族、地域住民が、より長くいきいきと地域で暮らし続けることができよう、それぞれの地域社会のニーズに応じて、多世代交流や就労的活動を含めた介護予防や社会参加の場の充実を図るとともに、**認知症の方やその家族を含めた包括的な支援・権利擁護を図るため、相談支援や関係者との連携調整を担う地域包括支援センターの体制整備を推進する必要がある。**

○ 介護保険制度の見直しに関する意見（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）抜粋

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

2 様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現

（地域包括支援センターの体制整備等）

認知症高齢者の家族を含めた家族介護者の支援の充実のためには、こうした地域包括支援センターの総合相談支援機能を活用することが重要であるが、総合相談支援機能を発揮できるようにするためにも、センターの業務負担軽減を推進するべきである。また、家族介護者支援においては、地域包括支援センターのみならず、認知症対応型共同生活介護などの地域拠点が行う伴走型支援、認知症カフェの活動、ケアマネジャーによる仕事と介護の両立支援などの取組との連携を図ることが重要である。

地域包括支援センターの運営における家族介護者支援の位置づけ

○「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発0609001号厚生労働省老健局長通知）（抄）

別紙 地域支援事業実施要綱

別記2 1（2）総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）

ア 目的（略）

イ 事業内容

（ア） 地域におけるネットワークの構築（略）

（イ） 実態把握

（ア）で構築したネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、**高齢者や家族の状況等についての実態把握を行うものとする**。特に、地域から孤立している要介護（支援）者のいる世帯や**介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯等、支援が必要な世帯を把握し、当該世帯の高齢者や家族への支援につなげることができるように留意するものとする**。

（ウ） 総合相談支援（略）

（エ） **家族を介護する者に対する相談支援の留意点**

地域における高齢者の在宅生活を支えるに当たっては、**介護を行う家族に対する支援も重要**である。家族を介護する者が求めている支援としては、**相談援助・支援**、介護に関する情報や知識・技術の提供、家族介護者同士の支え合いの場の確保、家族介護者に関する周囲の理解の促進などがあり、**地域包括支援センターにおいて、家族を介護する者に対する相談支援を実施する場合には、これらのニーズを踏まえ、育児と介護を同時期に担う方にも配慮しつつ、別記4の任意事業における家族介護支援事業と連携して支援を行う**。

（オ） 地域共生社会の観点に立った包括的な支援の実施

社会福祉法（平成26年法律第45号）が平成29年に改正され、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域包括支援センターを含む相談支援を担う事業者は、相談等を通じて自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことが努力義務とされたところである。（同法第106条の2）

総合相談支援の実施にあたっては、他の相談支援を実施する機関と連携するとともに、必要に応じて引き続き相談者とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら相談支援に当たることが望ましい。

市町村及び地域包括支援センターが行う家族介護者支援について

主旨

地域における高齢者の在宅生活を支えるに当たっては、家族介護者に対する支援も重要であり、介護する家族の不安や悩みに答える相談機能の強化・支援体制の充実を図るため、家族介護者に対する支援手法を整備し周知。(平成30年7月)

通知の主な内容

- 市町村及び地域包括支援センターによる家族介護者支援の具体的取組について、マニュアルにより周知。

(マニュアルにより示す取組の例)

- 出張相談等による相談機会の充実

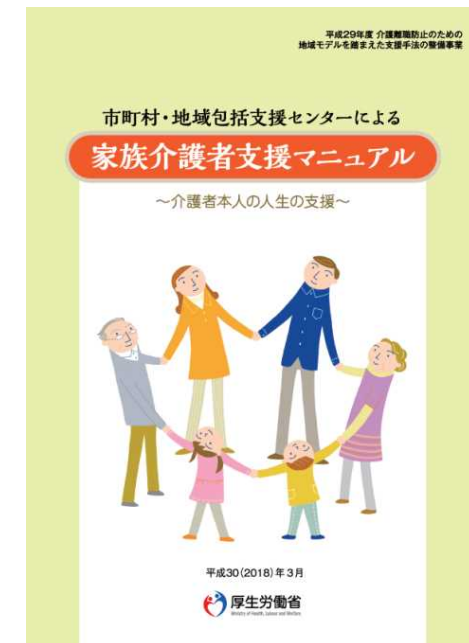
- 例1) 商業施設に相談会場を設置し、社会保険労務士、介護支援専門員等の専門職を配置し、幅広い相談に対応。
- 例2) 病院や診療所の協力を得て、ロビーや待合室の一角で相談会を開催。

- 相談窓口における家族介護者のアセスメントや自己チェック等の推進

- 例1) 専門職が家族介護者の相談に応じる際の、心身やこころの健康、家族・介護の状況等に関するアセスメントシートの活用。
- 例2) 家族介護者が介護支援専門員と面談する際の、自身の体調や気持ち等について整理して適切に伝えるための自己チェックシートの活用。

- 介護離職防止等のための他機関連携の推進

- 例) 自治体の労働・経済・商工部局、ハローワーク、社会保険労務士等との連携・協働による専門的支援への引き継ぎ。



家族介護者支援マニュアル

「労働施策や地域資源等と連携した市町村、地域包括支援センターにおける家族介護者支援取組ポイント」の概要

概要

家族介護者支援にあたっては、介護施策の活用をはじめ、労働施策等を適切に組み合わせながら活用することが有効であり、初期段階における相談支援のほか、支援を必要とする場合に適切に制度につながるなど、それぞれの段階に応じた切れ目のない支援が重要となる。このため、令和2年度老人保健事業推進費等補助金「介護・労働施策等の活用による家族介護者支援に関する調査研究」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）において、家族介護者支援に資する制度等について整理するとともに、市町村や地域包括支援センター等における取組の実態や事例について把握し、取組のポイントをまとめて、自治体に周知を行った。（令和3年5月）

■ なぜ家族介護者の支援に取り組むのか

高齢者本人だけでなく、他の家族も含めた世帯全体の課題としてとらえていく視点を持つことで、高齢者の抱える課題の解決につながります。また、家族介護者の離職は生活困窮に結びつく可能性があり、高齢者の自立した生活にも大きな影響を与えます。離職によって介護負担が増加し、ストレスから虐待へと発展してしまう場合があるかもしれません。こうしたリスクを防ぐためにも、家族介護者の就労継続支援は重要な取り組みです。

（家族介護者への支援で大切な視点）

市町村や地域包括支援センターは、支援が必要な家族介護者を「見つける」⇒「つなげる」⇒「支える」ことが重要

■ 家族介護者支援の取組のポイント

1. **家族介護者支援の取組経緯**：地域包括支援センターが家族介護者支援に取り組むきっかけを整理
2. **家族介護者支援を行うにあたっての連携先**：自治体の労働・経産・男女共同参画等に関わる部門、労働局、ハローワーク、経済団体、商工会議所、社会保険労務士、駅、コンビニ、郵便、水道、ガス、新聞、ケアマネジャー、介護保険サービス事業所、家族介護者支援に取り組む地域団体等 ※連携先に応じた連携方法を整理
3. **家族介護者支援の取組のポイント** ※以下のポイントに沿って取組方法等を整理
 - ・家族介護者に自分自身の相談をしてよい場所だと認識してもらいましょう
 - ・家族介護者の支援ニーズを把握しましょう ・地域に家族が相談できる環境をつくりましょう
 - ・家族介護者支援に関する研修等を開催し、人材を育成しましょう

■ 取り組み事例の紹介

・身近な相談窓口（鹿児島県霧島市） ・家族介護者の会等の開催（大阪府吹田市、愛知県東郷町、愛知県豊田市） ・ケアマネジャー、介護サービス事業所を対象とした研修（大阪府岸和田市、福井県福井市、大分県別府市） ・企業や地域住民を対象とした研修・セミナー（東京都大田区、岐阜県岐阜市、神奈川県鎌倉市）

■ 家族介護者支援に関わる施策

・主な関連施策（高齢者介護・福祉行政、労働行政） ・現在行われている家族介護者支援に関する取組（「ニッポン一億総活躍プラン」介護離職ゼロの実現、市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル（別紙）、介護を行う労働者が利用できる制度・公的給付（介護休業制度等の概要）） ・参考資料（ケアラーアセスメントシート、介護家族よりケアマネジャーに伝えたいこと、仕事と家庭両立のポイント、ケアマネジャー研修仕事と介護の両立支援カリキュラム）




ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告

【厚生労働省・文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームとりまとめ】

令和3年5月17日

現状・課題

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。
 - ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。
 - ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。
-  福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進

今後取り組むべき施策

1 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。
- 地方自治体における現状把握の推進。

2 支援策の推進

- 悩み相談支援
支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討（SNS等オンライン相談も有効）。
- 関係機関連携支援
 - ・ 多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施（就労支援を含む）。
 - ・ 福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討。
- 教育現場への支援
スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。
- 適切な福祉サービス等の運用の検討
家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮するなどヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援
幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。

3 社会的認知度の向上

2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。

ヤングケアラーPT報告書への対応方針（介護分野）

	項目名	取り組むべき施策 (PT報告書)	措置 見込み	対応方針
① 早期発見・把握	医療機関・福祉事業者の関わりがある場合に、ヤングケアラーを把握する取組	<p>国は、ケアを必要とする人に関わることが想定される医療、介護、福祉等の関係機関や専門職員を対象に各地方自治体が行う、ヤングケアラーの概念、ヤングケアラー発見のための着眼点や対応する上で配慮する事項等、ヤングケアラーについて学ぶ研修を推進する。</p> <p>こうした研修により、ヤングケアラーを早期に把握するとともに、国は、学校現場や他の専門機関から、ヤングケアラーに関する情報提供が福祉事業者や地方自治体の福祉部門にあった場合、適切な支援につながるよう、個人情報取扱方法を含め、適切かつ効果的な情報連携の方法について検討する。</p>	措置 予定 (4年度 中)	○ 介護支援専門員については、令和3年度調査研究事業において法定研修に係るカリキュラムやガイドラインの見直しに向けて内容を検討することとしており、その見直しの中で、 <u>今般の報告書を踏まえた検討を行った上で、その内容をお示しする予定。</u>
			措置 予定 (4年度 中)	○ ヤングケアラー等の家族介護者を支援するために、 <u>都道府県が地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用して地域包括支援センター等を対象とした各種研修等を実施することは可能としているところ、さらなる取組を推進するため、当該研修カリキュラム等を令和4年度調査研究事業を活用し作成予定。</u>
② 支援策の推進	ヤングケアラーが子どもであることを踏まえた適切な福祉サービス等の運用の検討	<p>国では、既に家族介護者がいることをもって一律に居宅サービス等の対象外とはしないよう、地方自治体に通知しているが、特に、子どもが主たる介護者となっている場合には、子どもを「介護力」とすることを前提とせず、居宅サービス等の利用について十分配慮するなど、ヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体や関係団体に周知を行う。また、サービス提供主体が、ヤングケアラーのいる家族に対して介護サービスを行う場合の取扱いの明確化の検討、障害福祉サービスの家事援助を行う場合の取扱いの再周知を行う。</p>	措置済 (4年 度)	<p>○ とりまとめを踏まえ、令和3年度調査研究事業の中で、ヤングケアラーのいる家族に対して介護サービスを行う場合の取扱いについて検討を実施。また、ヤングケアラーがいる場合のケアマネジメントの留意事項については、自治体・関係団体等に周知済み。</p> <p>○ ヤングケアラーのいる家族に対して介護サービスを行う場合の取扱いについては、令和3年度調査研究事業の中で検討済み。</p>
			検討中	○関係機関による連携に係るモデル事業の成果を踏まえ、介護支援専門員等による関係機関との連携促進のため、評価を含めてその在り方を検討する。
③ 社会的認知度の向上	福祉や教育分野など関係者の理解促進	<p>関係機関・団体から支援が必要なヤングケアラーに係る相談を受けた場合には、門前払いやたらい回しにすることなく、しっかりと受け止められるようにすることが必要である。そこで、国は、前述したように福祉、介護、医療、教育といったそれぞれの機関・分野において、ヤングケアラーに関する周知・広報や研修を行う。</p>	措置 予定 (4年度 中)	○ ヤングケアラー等の家族介護者を支援するために、 <u>都道府県が地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用して地域包括支援センター等を対象とした各種研修等を実施することは可能としているところ、さらなる取組を推進するため、当該研修カリキュラム等を令和4年度調査研究事業を活用し作成予定。【再掲】</u>

ヤングケアラーPT報告書への対応状況（介護分野）

- 介護保険部局等に対し、以下のとおり周知の事務連絡を发出。
 - ・「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」のとりまとめ報告について（令和3年5月26日事務連絡）・「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」（令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）の周知への御協力について（依頼）（令和4年4月22日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000932685.pdf>
 - ・介護支援専門員の法定研修のカリキュラムやガイドライン等について（情報提供）（令和4年4月28日事務連絡）
 - ※ ヤングケアラー等、介護保険以外の領域も含めて、制度・政策、社会資源等についての近年の動向を定期的に確認し、介護支援専門員の法定研修の内容の充実・更新を行うこと等を内容とする令和3年度老健事業の成果物を周知した事務連絡
<https://www.mhlw.go.jp/content/000934998.pdf>
 - ・ヤングケアラーの支援に向けた取組への御協力について（依頼）（令和4年9月20日事務連絡）
 - ※ 具体的には、以下について周知
 - ・同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助の取扱いについて（平成21年12月25日付厚生労働省老健局振興課長通知）
 - ・「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」（令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）
 - ・介護支援専門員の法定研修のカリキュラムやガイドライン等について、令和3年度老健事業等を踏まえて見直しを行うこと
 - ・令和4年度老健事業において、都道府県が地域包括支援センター職員等を対象としたヤングケアラーを含む家族介護者支援に関する研修を行うためのカリキュラムの作成を進めていること
 - ・児童福祉法等の一部を改正する法律の内容（子育て世帯訪問支援事業等）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000991730.pdf>

令和5年度当初予算案 137億円（137億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和3年度交付実績：47都道府県）

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における介護のしごとの魅力発信 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化 ○ 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進 ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、介護の周辺業務等の体験支援 ○ 人材確保のためのボランティアポイント活用支援 ○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進 ○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備 ○ 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護人材キャリアアップ研修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講 ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施 ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 <ul style="list-style-type: none"> ・知識や技術を再確認するための研修の実施 ・離職した介護福祉士の所在等の把握 ○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 ○ 介護施設等防災リーダーの養成 ○ 外国人介護人材の研修支援 ○ 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催 ・介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット・ICTの導入支援(拡充)※拡充分は令和5年度まで ・総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進 ・新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・表彰を実施 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング ○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置、ハラスメント対策の推進、若手介護職員の交流の推進、両立支援等環境整備 ○ 新型コロナウイルス感染症流行下におけるサービス提供体制確保 等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援
- 離島、中山間地域等への人材確保支援

家族介護者支援研修カリキュラム案

カリキュラム作成のねらい

都道府県がヤングケアラーも含めた家族介護者支援の取組みを推進するきっかけとするとともに、受講者である地域包括支援センター等が高齢者のみならずヤングケアラーも含めた家族介護者の支援の必要性と関係機関等と連携を図ることの必要性を理解する。

カリキュラムの活用方法

都道府県が当該研修カリキュラムを参考に、地域医療介護総合確保基金（地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業）を活用して、地域包括支援センター等職員を対象とした家族介護者支援に関する研修を企画・開催する。

研修概要

- 実施主体：都道府県
- 到達目標
 - ①家族介護者支援施策を進めている背景、老老介護、就労・子育て世代、ヤングケアラーなど世代ごとの施策、国や県の動向について知る
 - ②家族介護者の属性ごとの課題や支援ニーズが異なること、関係機関を知る
 - ③家族介護者支援における地域包括支援センターの位置づけと地域包括支援センター等が家族介護者支援を行うことの意味を理解する
 - ④家族介護者支援では、地域包括支援センターと関係機関等のネットワークを構築することが重要であることを理解する
 - ⑤家族介護者を支援する関係機関等とのネットワーク構築や関係機関との連携を活かした新たな取組みについて考え言語化できる
- 受講者：地域包括支援センター職員等（地域包括支援センター職員に加え、管内市町村職員やケアマネジャー等も対象とすることも想定）
- プログラムの構成例（※ 参考の一例。講義の順序や時間配分、オンライン実施か集合形式か等、都道府県の実情に応じて実施可能）

時間	内容	進行・講師	到達目標
5分	開会・オリエンテーション	都道府県職員	研修目的と進め方を理解する
25分	講義① 家族介護者支援における施策の動向と地域包括支援センターの役割	都道府県等行政職員/学識経験者等	到達目標①②③④
15分	講義② 都道府県における家族介護者支援施策と取組み	都道府県職員	
20分	講演 センターと関係機関とのネットワークを活かした家族介護者支援の取組み(都道府県内の好事例紹介)	地域包括支援センター職員等	到達目標③④
120分	グループワーク センターと関係機関とのネットワークを活かした家族介護者支援の取組みについて意見交換	都道府県職員等	到達目標⑤
5分	閉会 アンケート等実施		

- 教材：講義①やグループワークで活用するシート例については、教材例を作成中。講義②及び講演については都道府県や地域包括支援センター等が作成することを想定。

家族介護者のつどいの場立ち上げマニュアル案

マニュアルのねらい

つどいの場をこれから立ち上げることを検討している自治体のみならず、すでにつどいの場があるが、参加者が固定化している等運営に悩みを抱えている自治体等が、つどいの場の運営のや立ち上げの際の参考となる情報を提供し、つどいの場の効果的な運営に寄与する。

マニュアルの活用方法

○対象 : 市町村や地域包括支援センター等

○活用方法 : すでにつどいの場を立ち上げているが充実に向けてのステップが知りたい場合や好事例を知りたい場合など、活用する者のニーズに応じて、必要な個所から情報を収集

本マニュアルの使い方・基礎情報	<h3>第1部 市町村等担当者の皆様へのメッセージ</h3> <ol style="list-style-type: none"> 1 家族介護者のつどいの場の立ち上げ・充実のためのヒントを集めました 2 本マニュアルのねらいと構成 3 本マニュアルの使い方
立ち上げ・充実へのステップ・運営のポイント	<h3>第2部 家族介護者つどいの場の立ち上げ・充実に向けた具体的なステップとポイント</h3> <ol style="list-style-type: none"> 1 やるべきことフローチャート 2 地域における取組の把握・家族介護者のニーズをとらえよう 3 家族介護者のつどいの場を企画する時は 4 地域住民への周知 5 当日の運営について
具体的な事例	<h3>第3部 事例集</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・息子サロン・娘サロン ・就労中・離職者の家族介護者のつどい ・ヤングケアラーのつどい ・コミュニティカフェ ・集いの場以外の取組み

第3部 事例集の一例

VI □ 地域密着型のつどい

1. □ NPO 法人ケアラーネットみちくさ □ - カフェみちくさ亭について -

つどいの名称	カフェみちくさ亭
団体名	NPO法人ケアラーネットみちくさ
団体概要	千葉県柏市の「カフェみちくさ亭」で介護・世話を必要とする人と家族介護者への支援を行うために多様な支援を行っている NPO 法人。カフェみちくさ亭では常設型の居場所を拠点に地域の誰もが利用でき、家族介護者の個別相談や介護者の交流の場でもある。専門職による相談も受けられる。介護家族の要望から始まった、見守り重視の宅配弁当や有償生活サポート等介護家族のためのアウトリーチ事業も行っている。
活動拠点	千葉県柏市
参加者の居住地域	千葉県柏市(人口約 43 万 3000 人、高齢化率: 26.0%)、近郊の市
参加者の属性	家族介護者、介護や世話を受ける人、地域の人
カフェみちくさ亭の具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎週月曜日から木曜日は民家を改装した常設型のカフェではお茶だけではなく、ランチの提供もある。ランチの提供は、誰もが利用しやすい、孤立しやすい介護家族、認知症の人、障がい者、そうでない人という分け隔てのない関わりが持ちやすくなるため。 ● カフェはおしゃべり処として楽しみ、一人でふらっと来亭しても気兼ねなくおしゃべりができる。介護の相談もスタッフだけでなく、専門職の方からも受けることができる。看護師・リハビリ療法士・ケアマネ・社労士・地域包括支援センター等が関わっている。 ● 毎月第 2 土曜日は介護者同士のしゃべり会を行っている。 ● 隔月でヤング&若者ケアラーのオンラインカフェを行っている。
カフェみちくさ亭 実施の背景	<ul style="list-style-type: none"> ● 主催者の認知症の親の介護体験から介護家族の支援を行うことが目的で設立。 ● 介護家族だけではなく、地域の人への介護者の理解と認知症を正しく理解してもらうためにカフェスタイルで支援を行った。

(参考) 地域支援事業による家族介護支援

- 介護保険法上の地域支援事業による介護者の家族等への支援として、介護知識・技術習得等を内容とした教室の開催、認知症高齢者に対する見守り体制の構築、介護者の家族等へのヘルスチェック等を行っている。

○実施事業

1. 介護者教室の開催

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催する。

2. 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等を行う。

3. 家族介護継続支援事業

(ア)健康相談・疾病予防等事業

要介護被保険者を現に介護する者に対するヘルスチェックや健康相談の実施による疾病予防、病気の早期発見等を行うための事業

(イ)介護者交流会の開催

介護から一時的に解放するための介護者相互の交流会等を開催するための事業

(ウ)介護自立支援事業

介護サービスを受けていない中重度者の要介護者を現に介護している家族を慰労するための事業

○家族介護支援事業の実施市町村数

n=1,741

事業内容		市町村数
介護者教室		523 (30.0%)
認知症高齢者見守り事業 (注)		1,641 (94.3%)
家族 介護 継続 支援 事業	健康相談・疾病	75 (4.3%)
	介護用品の支給	893 (51.3%)
	慰労金等の贈呈	458 (26.3%)
	交流会の開催	543 (31.2%)

【資料出所】令和3年度介護保険事務調査

注)「認知症高齢者見守り事業の実施状況」のみ厚生労働省老健局調べ(地域支援事業交付金を財源として実施しているかを問わない)

介護サービス情報公表システムにおける報告様式の状況（令和5年1月30日時点公表分）

2021～2022年度様式で報告・公表されている事業所は全国平均で約9割となっている一方で、一部では最終公表日から相当期間経過した状態のデータが依然として多数残っている。

都道府県	公表事業所 総数	2010		2011		2012		2013		2014		2015		2016		2017		2018		2019		2020		2021		2022		2021～2022年度様式での 公表状況	
		事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合
北海道	7,090	9	0%	18	0%	15	0%	35	0%	56	1%	49	1%	115	2%	101	1%	51	1%	95	1%	277	4%	778	11%	5,491	77%	6,269	88.4%
青森	2,686	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	6	0%	626	23%	2,054	76%	2,680	99.8%
岩手	2,684	12	0%	20	1%	10	0%	9	0%	20	1%	13	0%	15	1%	17	1%	17	1%	21	1%	48	2%	1,157	43%	1,325	49%	2,482	92.5%
宮城	2,223	1	0%	0	0%	0	0%	24	1%	11	0%	10	0%	8	0%	9	0%	9	0%	10	0%	27	1%	621	28%	1,493	67%	2,114	95.1%
秋田	2,320	3	0%	6	0%	5	0%	1	0%	5	0%	2	0%	2	0%	3	0%	12	1%	11	0%	16	1%	733	32%	1,521	66%	2,254	97.2%
山形	2,146	0	0%	2	0%	1	0%	0	0%	0	0%	5	0%	2	0%	4	0%	13	1%	17	1%	29	1%	585	27%	1,488	69%	2,073	96.6%
福島	3,551	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	45	1%	235	7%	234	7%	3,037	86%	3,271	92.1%
茨城	4,518	40	1%	204	5%	177	4%	481	11%	90	2%	200	4%	186	4%	107	2%	138	3%	212	5%	148	3%	2,366	52%	169	4%	2,535	56.1%
栃木	3,474	139	4%	1	0%	20	1%	144	4%	211	6%	868	25%	205	6%	345	10%	263	8%	233	7%	362	10%	683	20%	0	0%	683	19.7%
群馬	4,248	11	0%	2	0%	3	0%	11	0%	12	0%	16	0%	12	0%	14	0%	24	1%	51	1%	130	3%	1,985	47%	1,977	47%	3,962	93.3%
埼玉	7,627	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	2	0%	139	2%	771	10%	6,714	88%	7,485	98.1%
千葉	8,108	3	0%	54	1%	73	1%	72	1%	109	1%	109	1%	99	1%	226	3%	1,177	15%	1,224	15%	1,602	20%	1,786	22%	1,574	19%	3,360	41.4%
東京	16,332	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	623	4%	5,721	35%	9,988	61%	15,709	96.2%
神奈川	4,755	10	0%	34	1%	16	0%	23	0%	19	0%	19	0%	32	1%	44	1%	23	0%	23	0%	61	1%	1,275	27%	3,176	67%	4,451	93.6%
新潟	2,409	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	1	0%	896	37%	1,511	63%	2,407	99.9%
富山	2,135	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	0	0%	10	0%	18	1%	28	1%	32	1%	35	2%	65	3%	208	10%	1,738	81%	1,946	91.1%
石川	2,309	10	0%	14	1%	4	0%	5	0%	6	0%	11	0%	14	1%	33	1%	99	4%	109	5%	215	9%	1,789	77%	0	0%	1,789	77.5%
福井	1,885	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	113	6%	55	3%	59	3%	67	4%	54	3%	77	4%	277	15%	1,183	63%	1,460	77.5%
山梨	1,658	304	18%	0	0%	222	13%	16	1%	61	4%	131	8%	6	0%	129	8%	9	1%	162	10%	227	14%	197	12%	194	12%	391	23.6%
長野	4,439	125	3%	6	0%	10	0%	23	1%	75	2%	172	4%	58	1%	71	2%	56	1%	45	1%	83	2%	197	4%	3,518	79%	3,715	83.7%
岐阜	3,866	0	0%	0	0%	4	0%	7	0%	49	1%	80	2%	29	1%	36	1%	34	1%	49	1%	51	1%	149	4%	3,378	87%	3,527	91.2%
静岡	3,735	35	1%	5	0%	11	0%	14	0%	16	0%	18	0%	22	1%	22	1%	14	0%	42	1%	142	4%	223	6%	3,171	85%	3,394	90.9%
愛知	7,077	74	1%	7	0%	23	0%	39	1%	92	1%	85	1%	102	1%	101	1%	27	0%	64	1%	74	1%	924	13%	5,465	77%	6,389	90.3%
三重	3,772	28	1%	1	0%	10	0%	6	0%	24	1%	34	1%	23	1%	32	1%	23	1%	21	1%	47	1%	104	3%	3,419	91%	3,523	93.4%
滋賀	2,634	16	1%	0	0%	6	0%	5	0%	10	0%	22	1%	55	2%	55	2%	87	3%	142	5%	161	6%	738	28%	1,337	51%	2,075	78.8%
京都	1,706	0	0%	0	0%	14	1%	103	6%	27	2%	55	3%	61	4%	61	4%	34	2%	47	3%	104	6%	184	11%	1,016	60%	1,200	70.3%
大阪	9,694	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	26	0%	555	6%	9,113	94%	9,668	99.7%
兵庫	6,629	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	3	0%	0	0%	0	0%	223	3%	0	0%	266	4%	497	7%	5,640	85%	6,137	92.6%

都道府県	公表事業所 総数	2010		2011		2012		2013		2014		2015		2016		2017		2018		2019		2020		2021		2022		2021～2022年度様式での 公表状況	
		事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合		
奈良	2,934	7	0%	12	0%	11	0%	15	1%	26	1%	17	1%	17	1%	31	1%	24	1%	29	1%	98	3%	385	13%	2,262	77%	2,647	90.2%
和歌山	2,829	8	0%	0	0%	1	0%	11	0%	2	0%	8	0%	5	0%	7	0%	77	3%	84	3%	167	6%	1,848	65%	611	22%	2,459	86.9%
鳥取	1,227	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	1	0%	2	0%	13	1%	12	1%	60	5%	48	4%	183	15%	907	74%	1,090	88.8%
島根	1,755	1	0%	0	0%	2	0%	0	0%	7	0%	5	0%	1	0%	2	0%	7	0%	6	0%	6	0%	35	2%	1,683	96%	1,718	97.9%
岡山	2,574	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	16	1%	31	1%	27	1%	48	2%	48	2%	120	5%	255	10%	2,028	79%	0	0%	2,028	78.8%
広島	3,296	1	0%	0	0%	1	0%	0	0%	1	0%	4	0%	3	0%	46	1%	23	1%	69	2%	110	3%	1,279	39%	1,759	53%	3,038	92.2%
山口	2,791	1	0%	0	0%	2	0%	0	0%	0	0%	0	0%	5	0%	1	0%	5	0%	61	2%	108	4%	124	4%	2,484	89%	2,608	93.4%
徳島	2,493	89	4%	18	1%	28	1%	16	1%	30	1%	92	4%	135	5%	139	6%	59	2%	67	3%	210	8%	1,610	65%	0	0%	1,610	64.6%
香川	2,027	22	1%	3	0%	13	1%	8	0%	16	1%	23	1%	26	1%	22	1%	35	2%	49	2%	72	4%	265	13%	1,473	73%	1,738	85.7%
愛媛	3,362	0	0%	0	0%	0	0%	2	0%	4	0%	1	0%	4	0%	58	2%	57	2%	59	2%	132	4%	356	11%	2,689	80%	3,045	90.6%
高知	1,526	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	1	0%	2	0%	6	0%	0	0%	36	2%	200	13%	1,280	84%	1,480	97.0%
福岡	5,414	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	19	0%	4	0%	49	1%	101	2%	272	5%	4,968	92%	5,240	96.8%
佐賀	1,907	0	0%	0	0%	2	0%	6	0%	11	1%	7	0%	18	1%	16	1%	18	1%	20	1%	47	2%	176	9%	1,586	83%	1,762	92.4%
長崎	3,183	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	5	0%	11	0%	193	6%	2,974	93%	3,167	99.5%
熊本	2,748	4	0%	13	0%	8	0%	12	0%	17	1%	20	1%	24	1%	26	1%	10	0%	35	1%	32	1%	79	3%	2,468	90%	2,547	92.7%
大分	3,081	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	4	0%	102	3%	79	3%	157	5%	134	4%	154	5%	251	8%	2,200	71%	2,451	79.6%
宮崎	2,693	11	0%	0	0%	2	0%	9	0%	5	0%	8	0%	26	1%	29	1%	35	1%	52	2%	74	3%	1,034	38%	1,408	52%	2,442	90.7%
鹿児島	3,658	1	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	3	0%	4	0%	30	1%	58	2%	407	11%	3,154	86%	3,561	97.3%
沖縄	2,671	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	99	4%	129	5%	81	3%	700	26%	1,150	43%	512	19%	1,662	62.2%
札幌市	2,642	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	89	3%	128	5%	403	15%	1,251	47%	771	29%	2,022	76.5%
仙台市	1,507	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	2	0%	13	1%	9	1%	464	31%	1,019	68%	1,483	98.4%
さいたま市	1,625	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	24	1%	188	12%	1,413	87%	1,601	98.5%
千葉市	1,253	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	53	4%	72	6%	247	20%	658	53%	223	18%	881	70.3%
横浜市	4,993	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	16	0%	32	1%	85	2%	1,379	28%	3,481	70%	4,860	97.3%
川崎市	1,859	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	15	1%	15	1%	32	2%	513	28%	1,284	69%	1,797	96.7%
相模原市	1,096	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	5	0%	6	1%	18	2%	305	28%	762	70%	1,067	97.4%
新潟市	1,342	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	204	15%	1,138	85%	1,342	100.0%
静岡市	1,321	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	46	3%	76	6%	48	4%	291	22%	860	65%	1,151	87.1%
浜松市	1,256	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	8	1%	29	2%	44	4%	283	23%	892	71%	1,175	93.6%
名古屋市	4,116	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	32	1%	30	1%	46	1%	214	5%	3,794	92%	4,008	97.4%
京都市	2,273	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	192	8%	81	4%	103	5%	138	6%	1,759	77%	1,897	83.5%
大阪市	6,755	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	376	6%	6,379	94%	6,755	100.0%
堺市	1,948	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	7	0%	125	6%	1,816	93%	1,941	99.6%
神戸市	2,729	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	9	0%	14	1%	95	3%	2,611	96%	2,706	99.2%
岡山市	1,367	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	14	1%	27	2%	30	2%	189	14%	1,107	81%	1,296	94.8%
広島市	1,974	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	20	1%	36	2%	64	3%	773	39%	1,081	55%	1,854	93.9%
北九州市	2,143	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	35	2%	67	3%	136	6%	196	9%	1,709	80%	1,905	88.9%
福岡市	2,512	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	8	0%	11	0%	21	1%	575	23%	1,897	76%	2,472	98.4%
熊本市	1,497	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	36	2%	13	1%	53	4%	411	27%	984	66%	1,395	93.2%
総数	224,087	965	0.4%	420	0.2%	695	0.3%	1,099	0.5%	1,028	0.5%	2,248	1.0%	1,516	0.7%	2,138	1.0%	3,713	1.7%	4,370	2.0%	9,045	4.0%	46,762	20.9%	150,088	67.0%	196,850	87.8%